

平成29年度事業計画

I 平成29年度事業の基本的考え方（事業展開の方針）

(1) 赤い羽根共同募金は、昭和22年に「国民たすけあい共同募金運動」として始まり、本年、70周年を迎える。

この間、それぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のため、様々な取り組みを行ってきたところであるが、近年、低成長経済の長期化や少子高齢化、過疎化といった社会経済情勢をはじめとした様々な要因、また募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっていることなどから、募金の減少傾向が続いている。

一方で、社会課題は多様化、複雑化し、課題解決のための活動や資金ニーズが拡大してきており、共同募金関係者は、こうした需要に応えられるよう、募金減少傾向の改善とさらなる運動の活性化を図らなければならない。

(2) こうしたなか、平成28年2月、中央共同募金会企画・推進委員会により、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」が答申された（以下、「70年答申」と略）。答申は、運動の再生に向け、組織や助成、募金のあり方等の計画的見直しを要請している。

この「70年答申」、また社会福祉法人制度改革に対応するため、本会では、平成28年8月、「岡山県共同募金会企画・推進会議」を立ち上げ、共同募金の今後の在り方について協議を重ね、本会会長の諮問に応える「意見具申」（「参加と協働 [運動性の再生] に向けた共同募金の今後のあり方～みんなが温かい気持ちになる募金をめざして～」）が取りまとめられたところである。今後、住民参加による地域福祉活動と地域づくりの推進を図ってきた社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会ほか地域福祉を推進する団体等と連携しながら、これらの提言を具体的に推進していく必要がある。

(3) 社会福祉法の改正による社会福祉法人改革については、ガバナンスや財務規律の強化、透明性の向上などに対応した改正定款が認可されたところである。今後、改正法及び定款等に沿った理事会・評議員会の運営や必要な条件整備等、引き続き適正に対応する必要がある。

(4) また、災害関係では、東日本大震災のような県外の大規模災害のみならず、今後いつ起こるか分からない県内の突発的な災害に対しても迅速に対応できるよう体制を整えておく必要がある。

II 事業実施の内容

1. 共同募金運動の推進強化

(1) 共同募金運動推進強化事業

募金の減少傾向の改善に向け、市町村における募金活動・広報活動の活性化を図り、市町村共同募金委員会の募金の増額につながる取り組みや広報活動を引き続き積極的に支援する。

(2) 新たな募金グッズの企画・制作

市町村共同募金委員会担当者の意見を反映するなどした新たな募金グッズを企画・制作し、職域募金の増額及び新たな寄付者の開拓に努める。

(3) テーマ型募金（目的募金）の推進

共同募金運動期間の拡大の機会を活用し、平成25年度から、赤い羽根共同募金「地域から孤立をなくそう」ささえあいプロジェクトを実施しているところであるが、平成28年度から、赤い羽根共同募金「地域ささえあいプロジェクト」と名称を変更し、助成対象を広げるとともに公募方式を導入し、より多くの活動団体の参加によりこの取り組みの拡大実施を図った。

平成29年度においても、社会課題解決に向けたこの取り組みの積極的な推進を図る。

(4) 法人募金・職域募金の推進

企業の社会貢献活動との連携などにより法人募金・職域募金の推進に努める。

(5) 赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」の推進

法人募金強化の一環として、平成28年度より、赤い羽根共同募金「寄付つき商品 地域支援プロジェクト」をスタートし、15社の参加を得たところである。

このプロジェクトは、趣旨に賛同いただける企業等の「寄付つき商品・企画」づくりを共同募金会が支援し、当該商品の売り上げの一部が共同募金となるというプロジェクトで、企業等からの寄付金は各地域及び県域の福祉活動に使われる。

平成29年度においても、引き続き、こういった企業等の地域貢献活動を支援し、多くの企業等の参加が得られるようその推進を図る。

2. 住民の支えあい活動支援の充実

(1) 赤い羽根 まちづくり福祉活動助成事業

本事業は、住民参加の地域福祉活動に対し地域の実情に配慮した効果的助成となるよう各市町村共同募金委員会に一定の助成財源を交付し、共同募金委員会から地域の福祉活動団体に助成を行う取り組みである。今後、より一層、地域ニーズに対応した助成となるよう、助成対象事業等について本年度一定の見直しを行う。

(2) 赤い羽根 ボランティア団体・NPO活動支援事業

市民が自発的・組織的に行う社会貢献活動を支援するため、ボランティア団体やNPO法人等が行う福祉及び福祉を主体とした活動に対し、公募方式により助成を行う。

なお、本助成事業の周知については、本会ホームページ及びボランティアサイト等へ情報を掲載するとともに、助成団体の情報交換会に参加するなどにより周知を図る。

3. 共同募金広報の積極的展開

- (1) インターネットを活用した共同募金助成その他の情報提供
 - 共同募金データベース「はねっと」
 - ホームページ
- (2) 新聞広告の掲載
- (3) マスコミ等の協力による共同募金運動に関する広報活動
 - マスコミ等への情報提供による新聞掲載等
 - 共同募金運動テレビ・ラジオスポットの放送
 - イベントを通じた広報・情報提供（初日行事、配分交付式等）
- (4) 配分結果報告書等の作成配付（各戸配付用）による使途の周知
- (5) 受配施設・団体・社協等の共同募金受配明示の徹底と助成を行った施設・団体・社協等からの住民への情報提供依頼

4. 岡山県共同募金会 企画・推進会議の設置運営

昨年度、社会福祉法の改正及び中央共同募金会の共同募金運動創設70年答申が示されたのに合わせ、現状を把握するとともに今後の運営の在り方等について本会会長の諮問に応えるべく、「岡山県共同募金会 企画・推進会議」を設置し、共同募金事業のこれまでの取り組みの経緯も踏まえ、今後の方向性・あり方について議論いただき、「意見具申」（「参加と協働【運動性の再生】に向けた共同募金の今後のあり方～みんなが温かい気持ちになる募金をめざして～」）を得たところである。

この「意見具申」は、今後の方向性として、「参加」と「協働」に基づく「運動性の再生」を図るため、共同募金に対する「共感」を得ていく取り組みを促進し、「みんなが温かい気持ちになる募金」となることを目指していく必要があるとしている。

平成29年度においても、この「企画・推進会議」において引き続き、「70年答申」、「意見具申」に基づく今後の具体的推進方策を検討していくものとする。

5. 歳末たすけあい募金の実施

(1) 地域歳末たすけあい

地域歳末たすけあいについては、従来からの歳末見舞金品贈呈に加え、事業活動への助成を行うなど、歳末たすけあい運動の特性と地域の実情に応じた適切な運動の実現に努める。

(2) NHK歳末たすけあい

NHK岡山放送局と連携した募金活動を行い、在宅重度障がい者支援及び障がい者就労支援等に重点を置いた助成に努める。

6. 災害等への対応

(1) 災害たすけあい募金の実施

大規模な災害が発生した場合、被災者救援のため、県、市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、NHK等と連携し、適切な義援金の受入れ・送金業務を行う。

(2) 「災害等準備金制度」の運用

中央共同募金会、他府県共同募金会等と連携を図りながら、大規模災害に対し迅速な対応を行う。

(3) 緊急・即応事業支援資金の運用

共同募金のもつ先駆性・柔軟性・即応性・多様性を発揮し、緊急の社会課題への資金ニーズ及び災害救助法が適用されない災害支援事業等に対し迅速な対応を行う。

7. 市川基金の運営

寄付者の意思を踏まえ、児童福祉のための助成金として、その適正かつ効果的な運営に努める。

8. 受配者指定寄付金の受入れ・審査及び本制度の積極的活用

社会福祉に著しく寄与すると認められる緊急性の高い用途を指定した寄付申込みがあった場合は、審査基準に基づき、寄付者及び配分対象の実態を十分調査のうえ、適正な受入れ及び配分を行う。

また、制度の積極的活用を関係方面に働きかける。

9. 顕彰の実施

共同募金運動の推進に長年功労のあった関係者、団体の顕彰を行うとともに、篤志高額寄付者に対して感謝状を贈呈する。

(1) 全国社会福祉大会における顕彰

◎厚生労働大臣表彰

◎中央共同募金会会長表彰

(2) 岡山県総合社会福祉大会における顕彰

◎県知事表彰

◎県保健福祉部長表彰

◎県共同募金会長表彰

(3) その他、共同募金会表彰規程に基づく表彰

10. 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力

中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業への助成要望団体の推せん等の業務に協力する。

11. 車両競技公益資金記念財団助成事業への協力

車両競技公益資金記念財団の助成事業への助成要望団体の推せん等の業務に協力する。